



平成20年7月18日

北海道知事 高橋 はるみ 様

北海道道州制特別区域提案検討委員会
会 長 井 上 久 志

道州制特別区域基本方針の変更に係る国への新たな提案について（答申）

本委員会は、平成19年7月30日付け地権第116号により北海道知事から諮問を受け、道民の皆様から頂いた提案等について、道州制特区推進法及び道州制特区推進条例の理念である「地域主権の推進」や「北海道の自立的発展」を踏まえ、これまで審議を重ねてきたところです。

その結果、本委員会としては、別添のとおり、「地方自治・地域再生」に関する6項目について、国が定めた現行の道州制特別区域基本方針の変更を国に提案することが適当と認め、これを答申いたします。

なお、「将来の基礎自治体の新モデルをつくる広域中核市制度の創設」に係る答申について、本委員会としては、基礎自治体のあり方の選択肢を拡大するという点で、将来に向けて効果的な提案であるとの判断により答申したところですが、道においては、下記の付帯意見について十分に配慮してください。

3回目となる今回の答申についても、これまでの答申同様、できるだけ道民の皆様にも身近な道政課題について、道州制特区をご理解頂きたいとの視点に立ち、国に提案すべきものとして審議を重ねてきたものであり、今後とも、道民の皆様からの提案等について更に検討を重ね、今後の答申につなげていきたいと考えております。

記

付帯意見

- 「将来の基礎自治体の新モデルをつくる広域中核市制度の創設」に係る答申の提案時期については、道内で将来的には圏域は一つとの検討の動きがある経過を踏まえ、道においては、この制度の候補となる地域にとって適切な支援となる時期を選ぶよう留意すること。

第3回答申

[地方自治・地域再生]

◇ 国、道、市町村の役割分担の整理

答申1 維持管理費に係る国直轄事業負担金制度の
廃止

答申2 道道管理権限の町村への移譲

◇ 支え合いによる地域社会づくり

答申3 福祉運送サービスに係る規制緩和

答申4 コミュニティハウスの制度創設

◇ 道州制に向けた強い基礎自治体づくり

答申5 指定都市等の要件設定権限の移譲

答申6 将来の基礎自治体の新モデルをつくる広域
中核市制度の創設

※ 提案時期 ~ 道内で将来的には圏域は一つとの検討の動きがある
経過を踏まえ、この制度の候補となる地域にとって
適切な支援となる時期を選ぶよう留意していただき
たい。

平成20年7月18日

北海道道州制特別区域提案検討委員会

北海道道州制特区 第3 回答申

地域主権型社会の実現に向けた取り組みとしての 「地方自治・地域再生」

- 地域主権型社会にふさわしい自治のかたちである道州制の基本となる考え方は、できる限り住民の近いところで物事が決まり、取り組みが行われること。
- そのためには、道州よりも、より住民に近い基礎自治体である市町村が強化され、大きな役割・権限をになうことができるようになることが重要。
- 併せて、地域課題の解決や地域の活性化に向けた議論、取り組みの主体をできる限り地域住民自体に近づけていくことも重要。

《第3 回答申の内容》

1 国、道、市町村の役割分担の整理

維持管理費に係る国直轄事業負担金制度の廃止

道道管理権限の町村への移譲

2 道州制に向けた強い基礎自治体づくり

指定都市等の要件設定権限の移譲

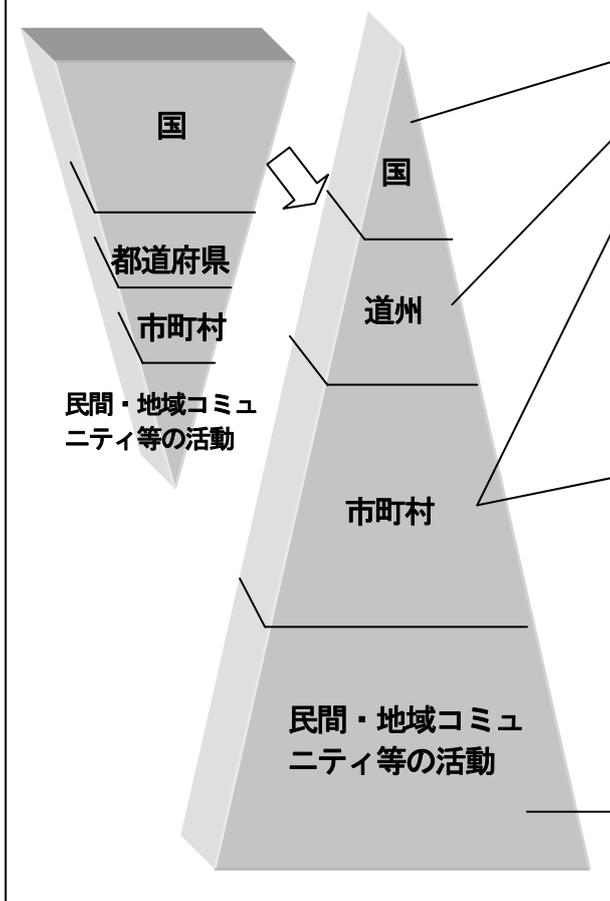
将来の基礎自治体の新モデルをつくる
広域中核市制度の創設

3 支え合いによる地域社会づくり

福祉運送サービスに係る規制緩和

コミュニティハウスの制度創設

◆ 道州制のイメージ



維持管理費に係る国直轄事業負担金制度の廃止

現
状

- ・ 法令（道路法、河川法など）で定める大規模な建設事業等を国が行う場合は、地方公共団体はその経費の一部を負担することとされ（地方財政法第17条の2第1項）、具体的な負担割合は、道路法、河川法などの個別法令により規定されている。
- ・ また、国直轄事業における維持管理費についても管理主体が国であるにもかかわらず、地方に負担が求められている。

課
題

- ・ 国直轄事業は、国家的施策として実施されながら地方公共団体に対して財政的負担を課すものとなっている。
- ・ 特に維持管理費についても道路法、河川法などの規定により地方負担を求められているが、これは本来管理主体である国が全額負担すべきものであり、国と地方の役割分担を明確化するべきである。
（国が地方自治体に対して支出する補助・負担金には維持管理費が含まれておらず、この点でも均衡を欠いている。）

目指すすがた

維持管理費に係る国直轄事業負担金制度を廃止し、全額国で負担

国直轄事業負担金

- ・ 道路や河川など、道に対して維持管理費が求められている。
- ・ 北海道は229億円（H18年度実績）を負担。

特例措置

- ・ 国直轄事業に係る維持管理費は、本来、管理主体である国が全額負担すべきものであり、道の負担は不合理であるため早急に廃止し、国と地方の役割分担を明確化するべき。

将来的には国と道州において道路や河川などの管理主体と費用負担の関係全般において、道内各層の意見を踏まえつつ検討を深めるべき

道道管理権限の町村への移譲

現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路法第17条第2項では、指定市以外の市については、道と協議の上、同意を得ることにより道道の管理を行うことができるが、町村については、規定がないため不可 ・ 同一地域内で管理者の違う道路があった場合、その管理者の管理状態によって道路状況が大きく違うことがある。 ・ また、管理者が違うことにより除雪の苦情窓口が住民にわかりにくいなどの問題もある。
--------	---

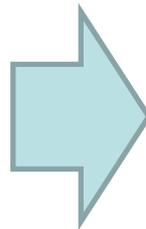


課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北海道の場合、特に冬期間の除・排雪を迅速かつ的確に行い、交通を確保することが道路管理において重要であり、国道・道道・市町村道のそれぞれの連携による迅速な対応が求められているところ。 ・ 北海道においては、平成19年度から奈井江町・浦臼町において道道の維持の部分的及び除雪の委託を行っているが、両町は更なる行政サービスの向上を目指し、管理権限の移譲を求めているところ。
--------	--

目指すすがた

道道管理権限の町村への移譲

	国道	道道
指定都市	可(§17①) 道との協議不要	可(§17①) 道との協議不要
指定都市以外の市	可(§17②) 道との協議要 (道が管理することとされているものに限り)	可(§17②) 道との協議要
町村	不可 歩道の新設等については道との協議の上で可	不可 歩道の新設等については道との協議の上で可



道路法第17条第2項の規定を町村にも適用し、道道の管理を行うことができるようにする

幹線道路である道道と生活道路である町村道を町村が一体的に管理することにより、地域が主体となった地域による管理という地域主権の趣旨を確実に実現することが可能となる。

福祉運送サービスに係る規制緩和

現
状

- ・ 福祉運送サービス(福祉有償運送)は、要介護者、身体障害者等の移動制約者を対象として、NPO法人や社会福祉法人などの非営利法人が、営利とは認められない範囲の対価によって自家用自動車を使用して当該法人等の会員に対して行う個別の運送サービスのこと(道路運送法 § 78)。
- ・ 国土交通大臣が行う登録を受けなければならない、申請に当たっては、地域の関係者(運営協議会)の合意が必要であり、道内では 運営協議会は市町村単位で設置されている。設置市町村数: 112(H20.1.31現在)
- ・ 道内で福祉運送サービスを行っている団体数 : 246団体(H19.9.30現在)

課
題

- ・ 福祉運送サービスを行うには、発地又は着地のいずれかが運送の区域内(原則市町村を単位)でなければならず、ボランティア的助け合いの要素が強い身体障害者等への運送サービスが制限されている。
 - 広域分散型の地域構造であり、全国を上回る速度で高齢化が進む北海道においては、隣町の病院から他都市の病院への転院など本道の実情にあった形の運用が必要

目指すすがた

福祉運送サービスに係る規制緩和

区 分	内 容
運送区域	運営協議会の協議が調った市町村を単位とする区域で、発地又は着地のいずれかが運送の区域内にあること

規制
緩和

身体障害者等を対象とする会員制であり、利用者が限定されている福祉運送サービスについては、発地又は着地のいずれかが運送区域内にあることの規定を北海道では適用しない。

助け合いの要素が強い福祉運送サービスにおける制限を緩和するとともに、身体障害者など移動制約者に対する利便性の向上を図る。

コミュニティハウスの制度創設

現 状

- ・ 縦割りの福祉では制度の隙間が生じ、制度に乗れない人が出る。また、国の決めた物理的基準(建物の面積、人の配置など)に人間の方が合わせざるを得ず、制度はあるのだが不自由で使いにくいという問題もある。
- ・ 福祉サービスを供給する側と受ける側が二分される構図になっているが、支援の必要な人も、別の局面では、他の人の役に立つ、自分にも役割があるということが自覚できると自立に役立つ。そういうプラスの視点がまだ乏しい。

課 題

- ・ 福祉のユニバーサル化(対象者を限定せず、必要な人が誰でも利用できる)と、循環型地域福祉システム(利用する人が一方的に助けられるだけでなく、活躍できる)の二つのコンセプトで福祉を考える必要。
- ・ こうした課題に対応するため、釧路のNPO関係者等が「コミュニティハウス」を実験的に開設しながら制度設計。これを生かして制度化を進める。
- ・ 道州制を展望すると、コミュニティの再生は重要な課題。人口減少と高齢化が全国よりも早いペースで進む北海道において、コミュニティハウスを活用したコミュニティ再生の取組をモデル的に進める。

目指すすがた

新しい福祉のかたちであるコミュニティハウスを社会福祉法に規定

【現行の福祉制度の設計思想】

- ・ 対象者を限定した縦割りの制度
- ・ 国が決める物理的基準
- ・ 与える福祉、消費する福祉



【コミュニティハウスの制度設計思想】

- ・ あらゆる生活課題に共に対応する地域拠点
- ・ 地域に任せ、地域で評価するガイドライン方式
- ・ 地域で支え合う、作り出す福祉

- 福祉の現場の努力により開発されてきた新しい福祉のかたちを社会福祉法の中で認知し、普及させる。
- 社会福祉法に位置づけられることにより、社会福祉法人がコミュニティハウスの事業を行った場合に税法上のメリットが得られるなど、普及が促進される。

福祉サービスの使いやすさが向上する。
 地域の人々による福祉開発システムが構築される。
 地域のエンパワーメントによる地域再生が推進される。

コミュニティハウス

- あらゆる生活課題に対応
- 地域による自治的な設計・運営・評価
- 包括的で循環的な支援

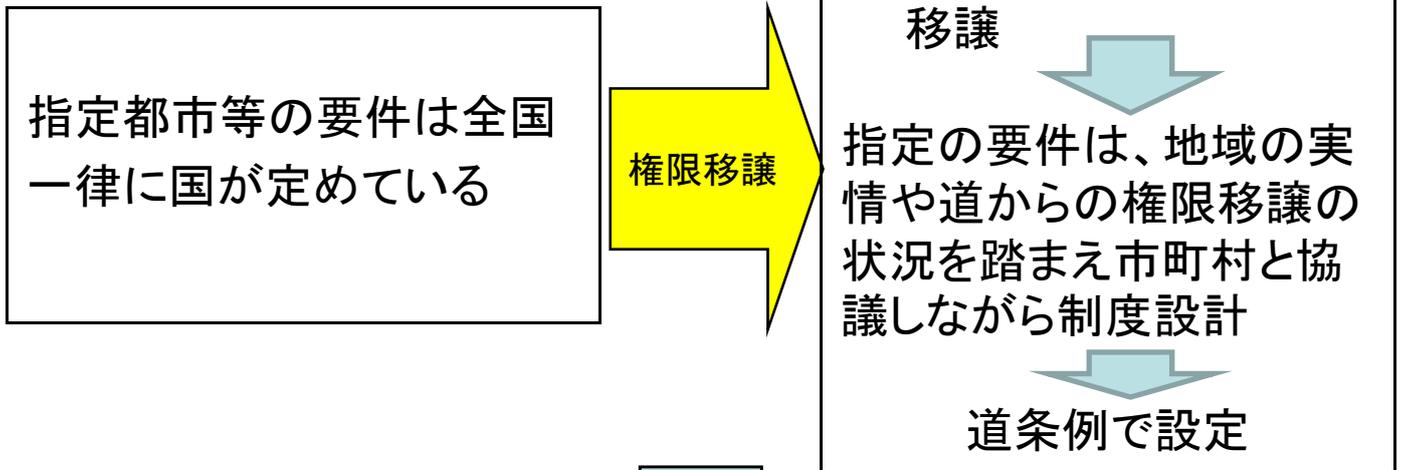
指定都市等の要件設定権限の移譲

現 状	<p>・地方自治法第252条の19、第252条の22の規定により、指定都市は人口50万人以上の市、中核市は人口30万人以上の市と規定されている。</p> <p>※指定都市:札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市（17市）</p> <p>※中核市:函館市、旭川市など全国39市</p> <p>※特例市:八戸市、山形市など全国43市(道内にはない)</p>
--------	---

課 題	<p>・道州制の導入に当たり、基礎自治体である市町村の権限の強化が必要不可欠であり、市町村に対して積極的に権限を移譲することが必要。</p> <p>・権限の受け皿として、指定都市、中核市等の制度は有効であるが、その要件を国が一律に決めるのではなく、広域分散型の北海道に合った要件を北海道が自ら構築できるよう、制度設計の権限を道に移譲することが必要。</p>
--------	--

目指すすがた

指定都市等の要件設定権限の移譲



・指定都市等の要件設定権限の移譲により、基礎自治体である市町村の権限を強化し、道州制導入を円滑に進める。

将来の基礎自治体の新モデルをつくる 広域中核市制度の創設

現状

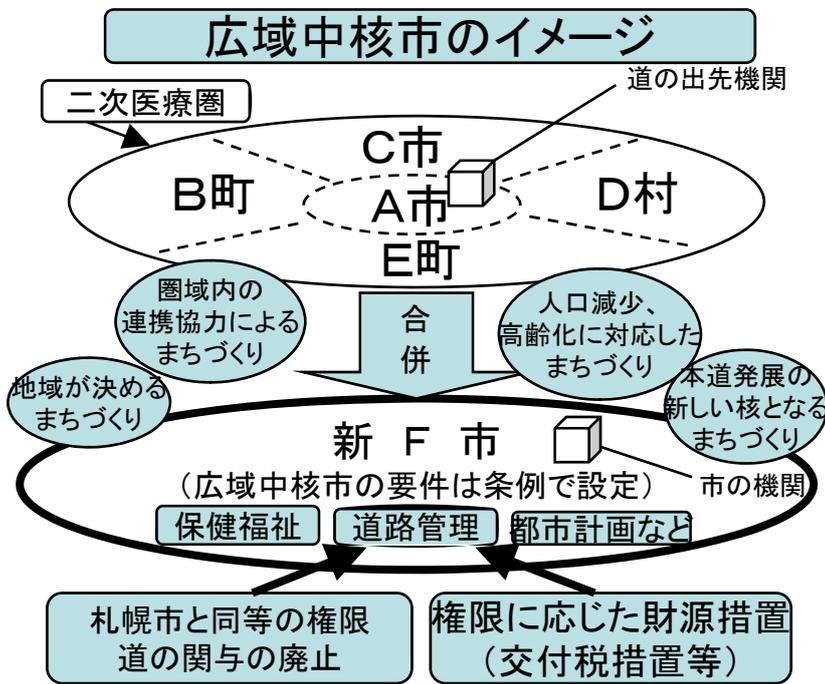
- 道州制のもとでは基礎自治体が行政の主役。そのモデルとなる強力な基礎自治体の形成を支援したい。
- 道の権限が人材や情報とともに札幌に集中。これを各地に分散させ、地域の自立的発展に向けた力を生み出したい。
- 現在の人口構成から見て、人口減少・高齢化はさらに進行。これを超える地域づくりを地域の判断で速やかに行えるようにする必要。

課題

- 過疎地の多い北海道においては、中心都市だけに着目するのではなく、圏域をカバーした政策展開が効果的にできる基礎自治体づくりを構想することが有用。
- 今後の人口減少と高齢化を考えると、政策展開圏域としては二次医療圏の重要性が高まることから、これに着目した新制度を構想。
- 圏域単位の合併を視野に入れて取り組んでいる地域を後押ししていく。

目指すすがた

広域中核市制度の創設



区分	提案内容
法令改正	・地方自治法に広域中核市を規定
要件	・医療法に規定する二次医療圏と合致(人口は問わない) ・細目は北海道が条例で定める
内容	・指定都市の規定を準用し、権限を移譲 ・財源は交付税措置等 ・市の条例により区を設置できる(区の制度設計は当該市が行う)

【期待される効果】

- 支庁機能(市町村補完機能)をも吸収し、それに見合った財源を措置された強力な基礎自治体が誕生。
- 広汎な権限を活用し、保健・医療・福祉や地域の産業振興などの施策を効果的に展開(一例として、自治体病院の再編、商業機能の再配置、道道の管理など)
- 人材や情報が道内の各圏域に分散され、各地域の自立的発展の基盤が整う。